

地方消費税

地方消費税は、地方分権の推進、地域福祉の充実を図るために地方財源の充実を図る必要から、国内の取引や輸入される貨物に対して課税されます。

【納める人】

国の消費税と同じです。

- (1) 国内取引……商品の販売やサービスの提供を行った事業者〈譲渡割〉
- (2) 輸入取引……課税貨物を保税地域から引き取る者〈貨物割〉

※ 保税地域とは、外国から日本に運びこんだ貨物を置いていても、関税（国税）の支払が猶予される場所です。

【納める額】

国に納める消費税額の17/63

（消費税率に換算すると1.7%に相当し、国の消費税と合わせた負担率は8%です。）

【申告と納税】

- (1) 国内取引に係る地方消費税〈譲渡割〉は、当分の間、消費税と併せて国（税務署）に申告し、納付します。
 - (2) 輸入取引に係る地方消費税〈貨物割〉は、消費税と併せて国（税関）へ申告し、納付します。
- ※ 詳細については、最寄りの税務署又は税関へお問い合わせください。

【都道府県間の清算】

地方消費税は国の消費税と同様に、税負担を最終消費者に求める税ですので、消費に関連した基準によって都道府県間で清算されます。この清算を通じて、最終消費地と課税地の不一致が解消され、最終消費地の都道府県の収入になることとなります。

【市町への交付】

都道府県間の清算を行った後の金額の2分の1が、県内市町の人口等に基づきあん分され、各市町に交付されます。

地方消費税の流れ

